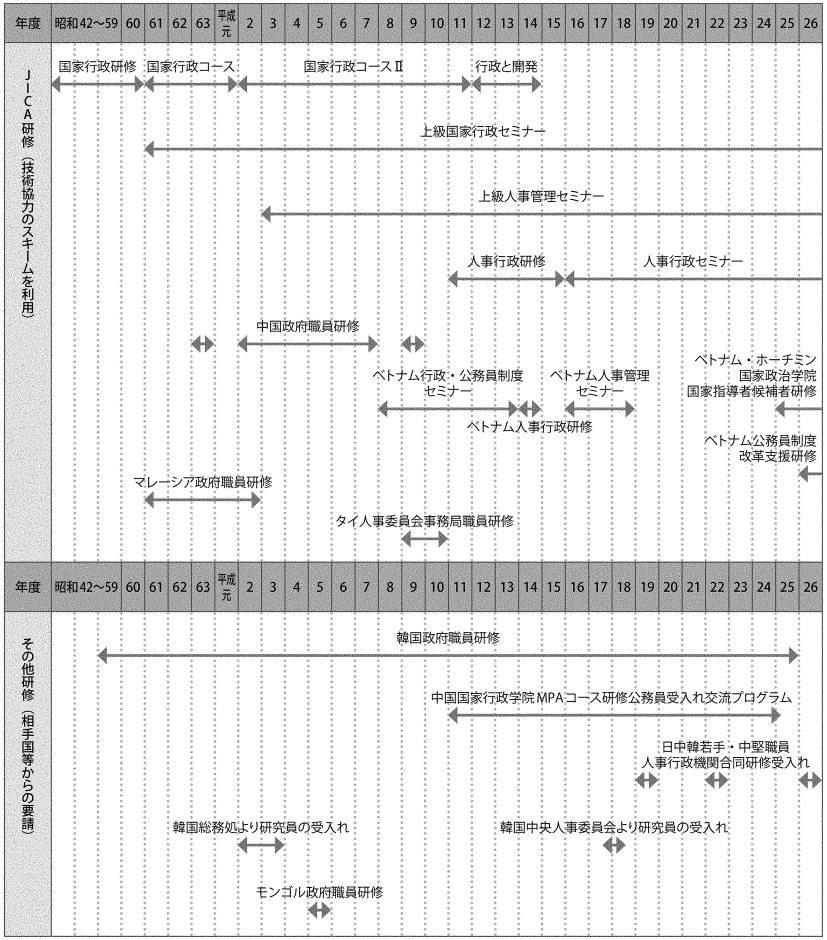
参考　東アジア諸国を対象とした国際協力研修等の変遷



国家行政研修等を通じて、アジア諸国に限らず、我が国の公務員制度に関心を持つ国があり、人事院では、かつて上級人事管理セミナー参加者から強い要請を受け、５年間にわたってアフリカのタンザニアにＪＩＣＡ専門家派遣を行ったこともある。公正な人事行政等への関心はアフリカにおいても同様であり、ここでは、アフリカの国の中では経済的に安定しているボツワナの最近の状況を紹介する。

○ボツワナの公務員制度○

尾西雅博駐ボツワナ共和国特命全権大使
（前人事院事務総長）

ボツワナは南アフリカの北隣に位置する内陸国である。国土面積は日本の1.5倍、人口は日本の60分の１の約200万人である。世界一のダイヤモンド産出量を背景として、一人当たりＧＤＰは約7,300ドルの水準にあり、サハラ以南のアフリカ諸国の中では５位に位置する。1966年にイギリスから独立し、大統領制が採用されているが、その公務員制度は、大統領府の首席次官が「公務の長」と位置付けられ、公務員人事を総括するなど、イギリスの影響を受けていると見られる。

任用については、公務員法で、公務の能率を旨とすること、縁故や情実による人事は行ってはならないことを規定し、同法に基づく通達で、任用は成績、能力、資格に基づいて行うことを定めるとともに、同等の資格経験を有する者が複数いる場合、勤続年数より成績・適性を重視することを求めている。しかしながら、採用に際して採用試験は行われておらず、優秀な人材を確保するため、採用試験制度に対して関心がある。

人事評価は行動評価と業績評価から構成されている。行動評価、業績評価とも年に１回実施され、結果は昇任、昇給などに用いられることとされているが、我が国のような具体的な活用基準は設けられておらず、活用基準の策定が課題といえよう。

研修については、公務員研修所において、各省職員を対象として新規採用職員研修（５日間）、新規管理監督者研修（５日間）等を実施しているが、人材を計画的に育成するため、改革が必要とされている。

服務に関しては、公務員法において、国民に対し効果的・効率的なサービスを提供すること等の公務員行動規範が規定され、さらに、同法及び通達において、法令違反、上司の命令への不服従、公金・官物の不正使用、特定政党の利害のための地位利用など、非違行為が詳細に掲げられている。倫理に関しても、接待に誘われた際の対応についてガイドラインが定められている。

給与に関しては、2008年に制定された現行の公務員法によって、協約締結権及び争議権が付与され、労使交渉を通じて給与を決定する仕組みが導入された。昨年まで、給与改定に関し交渉妥結に至らず最終的に政府側が一方的に決定してきており、これに対してストライキが発生し、裁判に持ち込まれるなどの事態が起きていたが、2015年は交渉により妥結している。

ボツワナでは、長年、政府の効率性の向上、公務員の勤務意識の改善が課題とされてきている。また、任用に関しては、大統領が次官等の任命権を有するのを除き、政治家は公務員の人事権を有していないが、他方、採用試験は実施されておらず、昇任等の基準も明確ではない状況で、人事管理の公正性をいかに確保していくのか、大統領の側近であるとともに「公務の長」でもある大統領府首席次官の果たす役割が大きい。この地域の他の途上国と比較して公務員制度は整備が進んでいるが、それを適切に運用し、適宜見直しながら、公務員の働きぶりを改善していくことが期待される。

第２節　中国及び韓国との協力・交流（日中韓人事行政ネットワーク）

平成16年11月にラオスのビエンチャンで開催された日中韓首脳会談で、「日中韓三国間協力に関する行動戦略」において貿易・投資分野や情報通信技術産業等14分野の協力分野を決定し、その一つとして人事行政分野における三国間の緊密な連携と交流を推進することが合意された。これを受け、平成17年１月、人事院総裁、中国人事部長（閣僚級）、韓国中央人事委員会委員長の三者は、韓国のソウルにおいて、日中韓の人事行政分野のネットワークを構築することに合意し、人事行政分野における日中韓合同研修や三国共催シンポジウムの実施等三国間の相互協力を内容とする覚書が締結された。

現在、このネットワークの枠組みの中で、日中韓合同研修や三国共催シンポジウム等三国間での相互協力事業が行われている。

１　中国・韓国への協力等（日中韓人事行政ネットワーク発足前）

日中韓人事行政ネットワークの発足前（平成16年度以前）においても、人事院は、日中、日韓の二国間による人事行政機関の交流を行ってきたところであり、両国の要請を受けて、公務員制度に関する調査団の受入れや研修の実施、専門家派遣等の協力・交流を積極的に行ってきた。

⑴　中国への協力等

中国においては、昭和53年（1978年）から始まる改革開放政策による改革の一環として、公務員制度の整備が重要な課題となり、昭和62年（1987年）10月には、中国共産党第13回全国代表大会で、政治制度改革とともに公務員制度改革を行うことが決定された。こうした中で、人事院に対しても公務員制度構築の準備のために人事院職員の中国への派遣や中国側専門家の訪日研修、